

<ミーティングリンク>

・<https://ishikawapf.webex.com/meet/type-s>

## 【参加時の留意点】

- 参加時の表示名は必ず「名前（フルネーム）、所属」で設定してください。
- 通信環境の安定を目的に、発言時を除き、カメラはオフ、マイクはミュートにしてください。
- 発言を希望する場合は、Webexの画面下にある挙手ボタンを押していただき、司会者または事務局から指名された後に発言してください（発言が終わりましたら、挙手ボタンを下げてください）

**開始まで今しばらくお待ちください**

## 議事次第

令和6年11月12日(火)10:00-12:00  
 石川県行政庁舎5階511会議室  
 (オンライン開催)

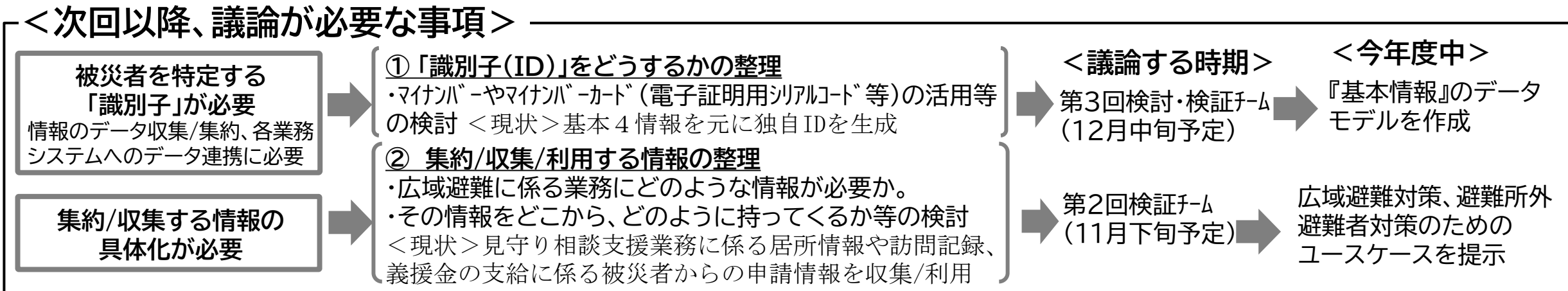
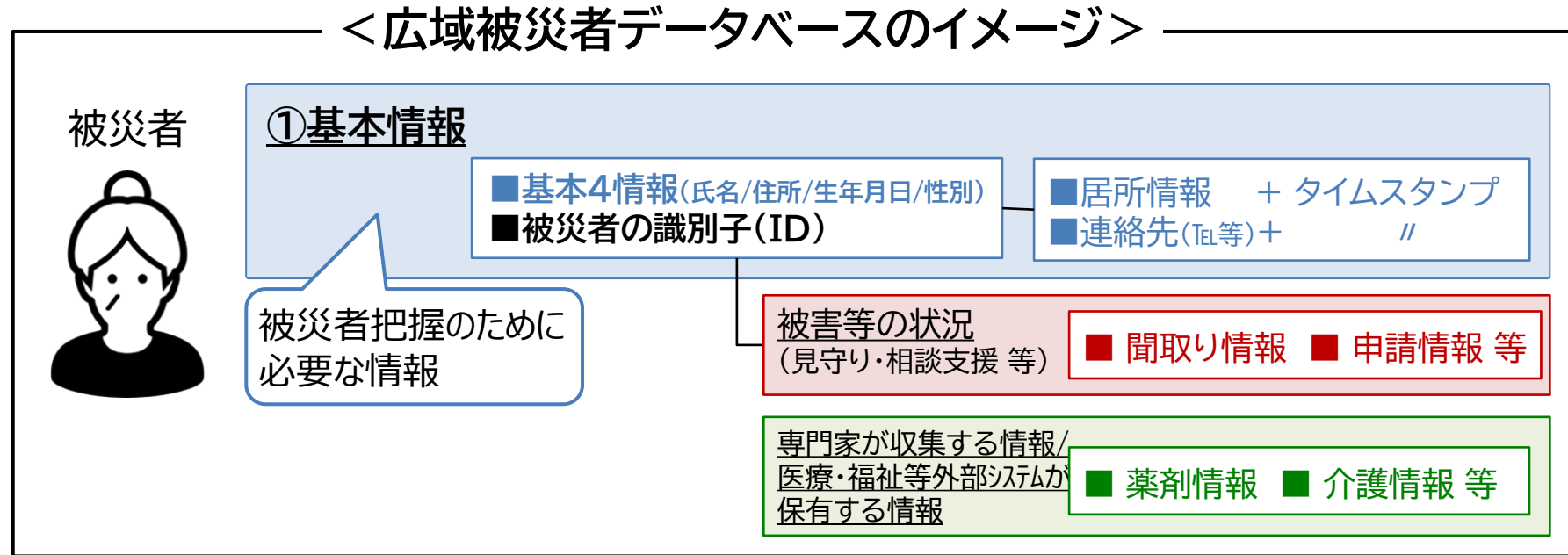
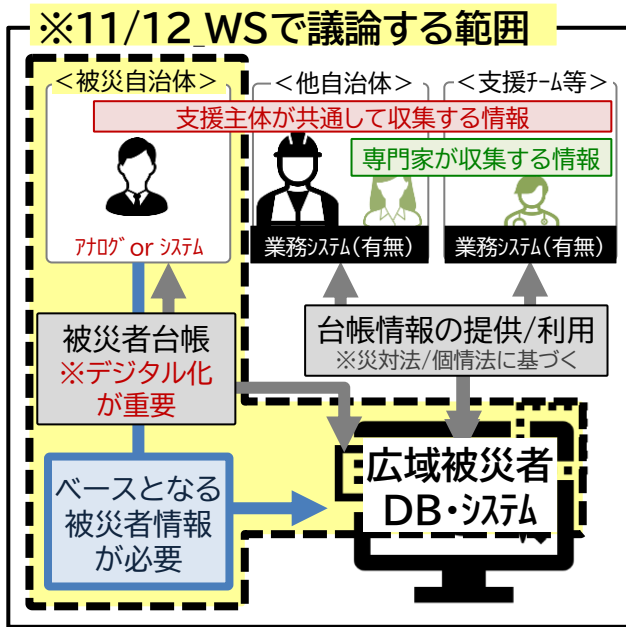
### <議事>

開始	終了	所要	内容
10:05	10:10	0:05	「広域被災者データベース・システム」の在り方と検討の進め方について
10:10	10:15	0:05	ワークショップの企画趣旨
10:15	11:40	0:85	住民基本台帳から、広域被災者データベース・システムへの情報連携に至るまでの流れ(想定)
10:15	11:00	0:45	ワークショップ:シナリオ①
11:00	11:40	0:40	ワークショップ:シナリオ②③
11:40	11:55	0:15	全体質疑・協議
11:55	12:00	0:05	今後の対応と次回の検討・検証チームのご案内

### <資料>

- ・必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チームワークショップ資料

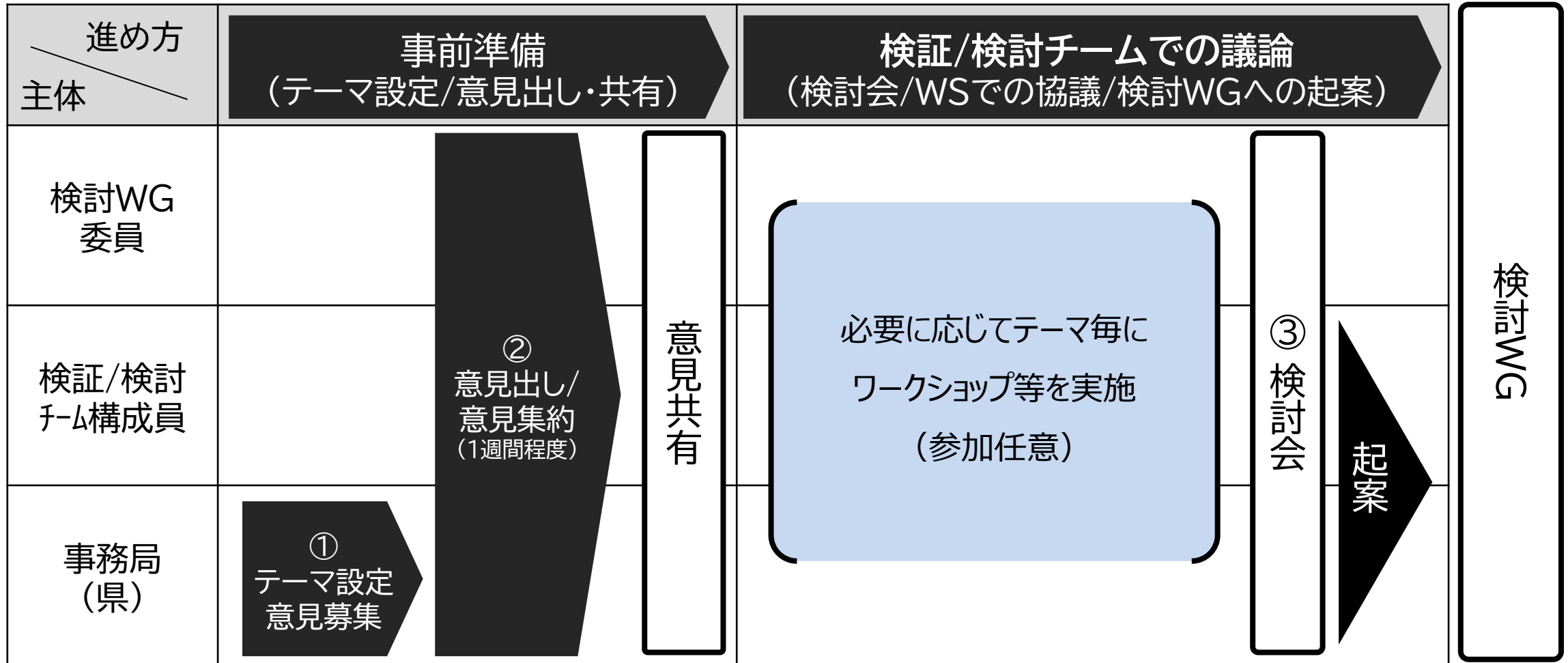
# 「広域被災者データベース・システム」の在り方と検討の進め方について



# 参考\_検証・検討チームの進め方について

検討会(検証/検討チーム)での議論を深めるため、以下の取り組みを実施

- ① 事務局でテーマ設定、意見募集
- ② 構成員等から意見出し/集約、共有
- ③ 検討会での議論(必要に応じて事前にワークショップ等を開催)



## ワークショップの企画趣旨

# ワークショップの企画趣旨

- 令和6年能登半島地震において、発災後、被災者データベースへの被災者台帳情報提供までに、約2か月の期間を要し、広域被災者の避難状況の把握を早急に行うことができなかった。

## 発災時以降整理を要した主な事項

- ・業務担当課及び事務分担等の把握
- ・提供を行うデータ項目やデータの抽出方法
- ・住基システムや被災者台帳システム、被災者データベースの仕様理解
- ・データ提供に係る手続きやデータ提供方法
- ・被災者台帳情報提供に係る法的整理 等...

現状、県・市町で直面した課題や対応方針の整理ができていないため、次の災害が発生した場合も同様に被災者データベースへの情報提供までに一定の期間を要すると考えられる。

## 本ワークショップのゴール:

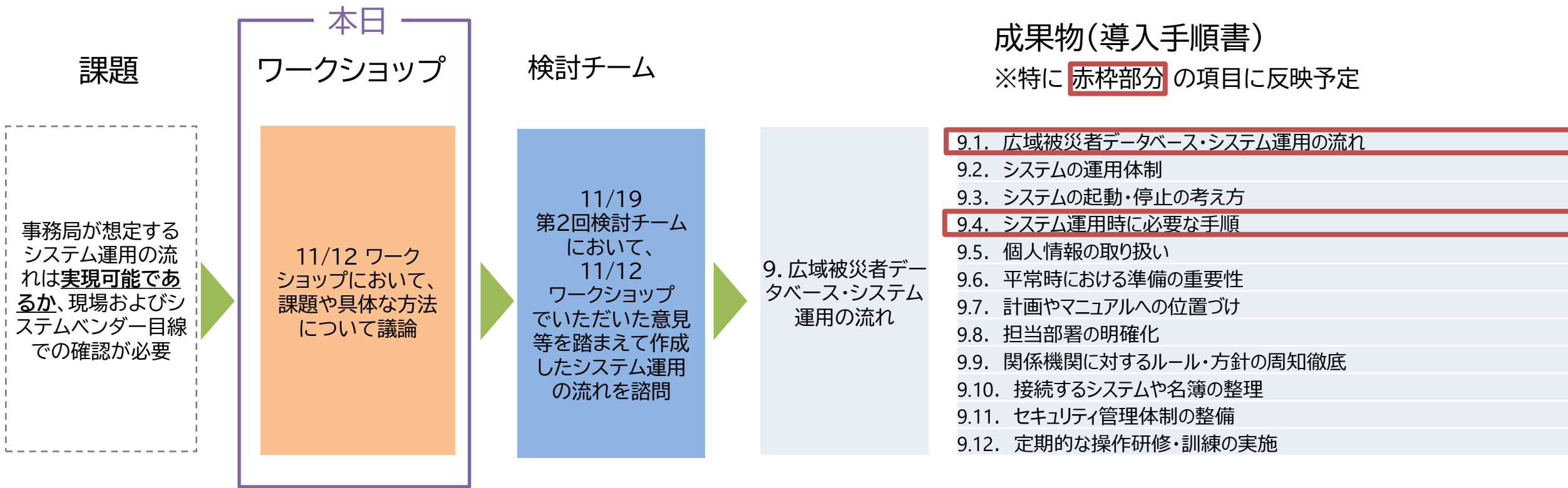
- 住民基本台帳の情報を、被災者台帳および広域被災者データベース・システムへ情報連携する際の一連のTOBE業務フローを作成する
- 上記業務フローの中で実施するべき業務・各業務の担当（者・部署）を明確にする

**➡あらかじめ石川県内の被災者台帳及び被災者データベース・システム立ち上げまでのフローを整理することで、  
次の広域災害発生時には早急に被災者支援を開始できるようにする。**

(※上記を踏まえて、本事業の成果物の一つである「導入手順書」の内容をアップデートする)

# 本ワークショップの位置づけ

本ワークショップは、石川県が市町から被災者データを受領するまでに約3週間要した課題を踏まえ、その時間を可能な限り短縮するために、広域被災者データベース・システムの具体的な運用手順を整理する目的で開催  
 11/19(火)開催予定の第2回検討チームでの諮問を経て、導入手順書の記載に反映予定  
 ※特に、成果品の **赤枠部分** は特に委員からご議論・ご意見いただいた内容を踏まえて記載させていただきたい



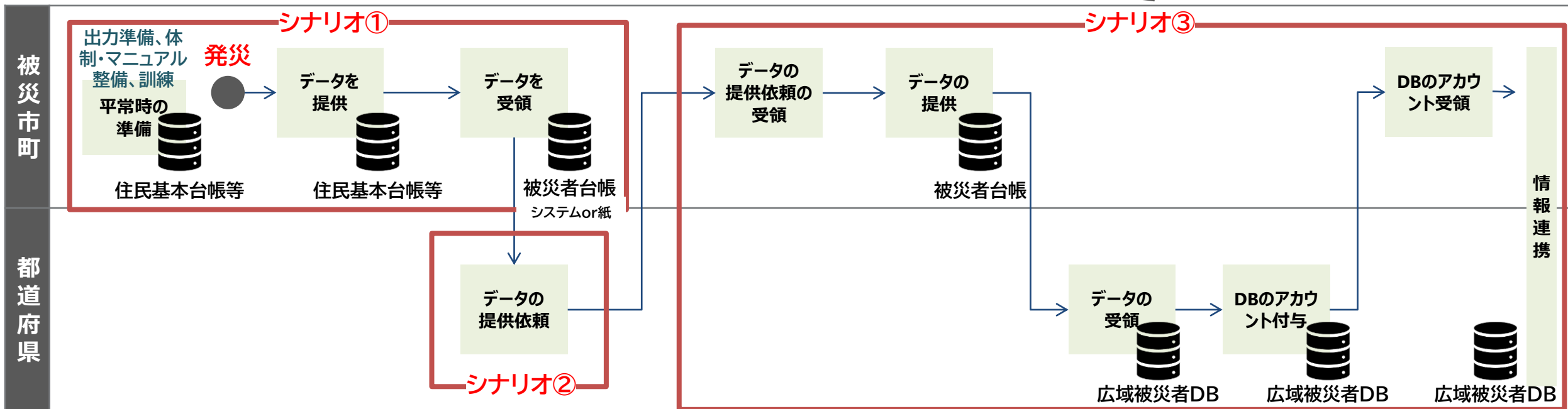


住民基本台帳から、広域被災者データベース・システムへの情報連携に至るまでの流れ(想定)



**【シナリオ①】住民基本台帳から被災者台帳へのデータを連携**  
**目的：**  
 個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するため

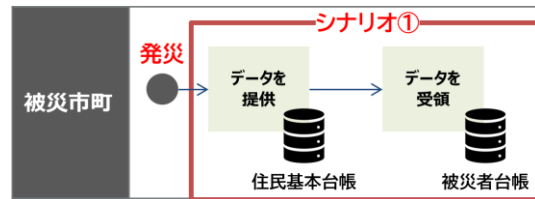
**【シナリオ③】市町村の被災者台帳システムから広域被災者データベース・システムへデータを連携**  
**目的：** 都道府県からデータ提供の依頼を受けた後、都道府県に対して被災者台帳の情報を提供し、速やかにその後の情報連携および被災者支援に繋げるため



**【シナリオ②】災害対策基本法に基づき、都道府県から市町村に対してデータの提供を依頼**  
**目的：**  
 広域被災者データベース・システムの起動後、速やかに各被災市町から、被災者台帳の情報を入手するため

# シナリオ①の詳細フロー

## シナリオ①の詳細フロー



### ■ ToBeシナリオとしての主な議論のポイント

#### 1) 被災者の特定

特に、発災直後に基準日と対象範囲が確定しない場合、仮に対象市町の全住民情報を被災者台帳に登録することは可能か

#### 2) 被災者が多数の場合のベースデータの作成（抽出）

発災から数日が経過したのちでも、市町職員にて基準日時点の住民情報を抽出し、一定期間の間転入出の反映を行うことが可能か（難しい場合、システム機能として必要な要素はなにか）

#### 3) 平時からのデータ連携

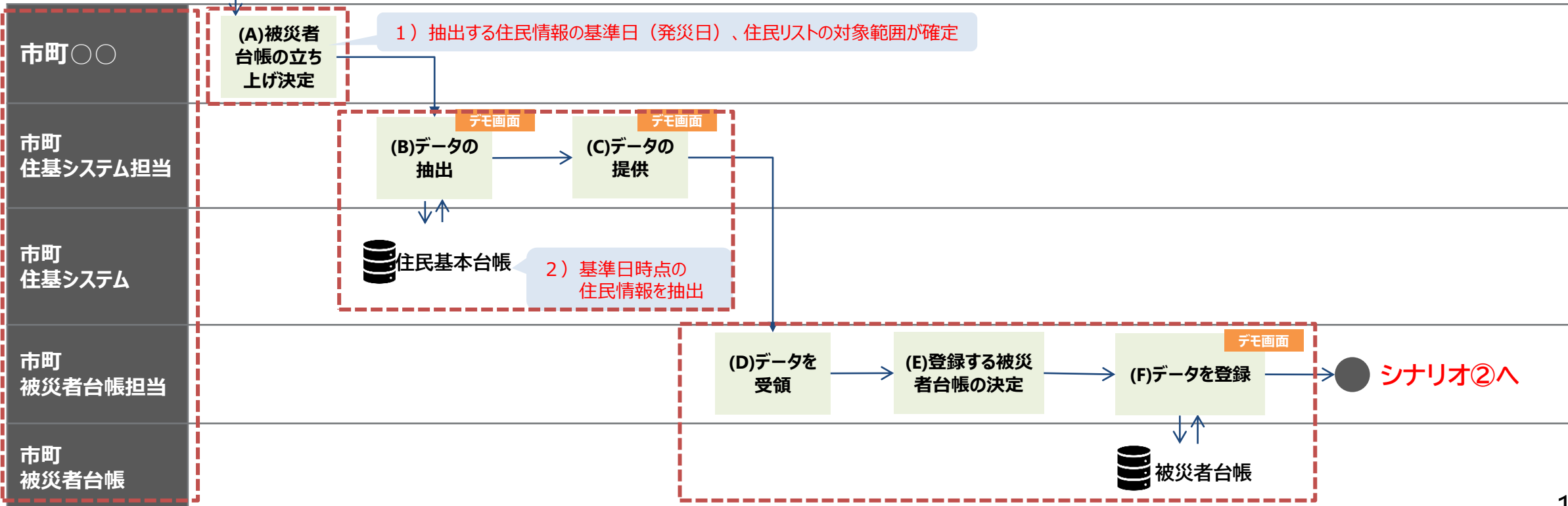
平時より、被災者台帳情報をシステムに日次で連携することは可能か（システム連携、手動連携）

能登半島地震の  
対応実績

1/1 発災

1/8

議論のメインスコープ





# シナリオ① ワークシート

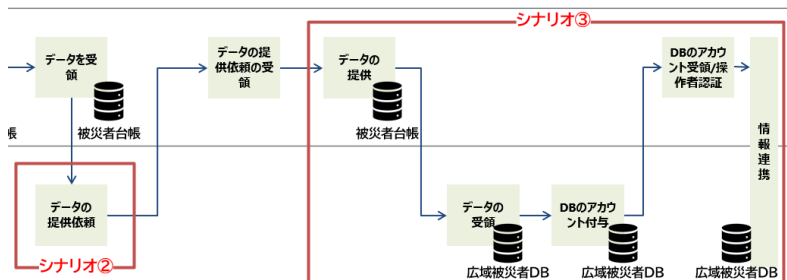
業務	(A) 被災者台帳の立ち上げ決定	(B) データの抽出	(C) データの提供	(D) データを受領	(E) 登録する被災者台帳の決定	(F) データを登録
主体	市町〇〇	住基担当	住基担当	被災者台帳担当	被災者台帳担当	被災者台帳担当
<p>□ 能登半島地震の際の対応(黒字)</p> <p>□ 課題(赤字)</p> <p>□ 打ち手 (青字)</p> <p>※事前に実施した6市町への意見照会およびヒアリング内容を参考</p>	<p><b>【基準日】</b> →日付を遡って基準日を設定することが当初できなかった(被災市町)</p> <p><b>【対象者】</b> ・被災6市町の全住民を被災者として定義</p> <p>→1/1以降の転入転出情報や出生届の情報が即座に反映できていなかった(被災市町)</p>	<p><b>【抽出手順】</b> ・住基台帳システムよりCSVファイルで住民情報を抽出(マニュアル有)</p> <p>→住基ネットや中間サーバーからデータを抽出することはできないのか。住民基本台帳からの抽出では、より工数がかかる(被災市町)</p> <p><b>【抽出項目】</b> ・識別番号、世帯番号、住民状態コード(住登者、未登録住民者)、氏名、フリガナ、現住所、性別コード、生年月日、続柄</p> <p><b>【工数】</b> →被災者台帳側の連携フォーマットに合わせるための改修作業に数日要してしまった(被災市町)</p>	<p><b>【提供方法】</b> ・該当CSVファイルを、手動にて被災者台帳に提供</p> <p>→データ抽出や提供のための運用体制が整備されておらず、提供に時間がかかってしまった(被災市町)</p> <p>→USBでの持ち出しであるため、データの取り扱いについて慎重にする必要があった(被災市町)</p>	<p><b>【受領方法】</b> ・該当CSVファイルを、手動にて受領</p> <p>→平時から最新の住基情報を連携し続けることは困難(ネットワーク分離がボトルネックとなっている。主導となると職員の負担がかかってしまう)(被災市町)</p>	<p><b>【災害名】</b> ・災害毎に都度設定</p> <p>→災害毎に災害名を分ける必要があり、もし短期間で2つ以上の災害が発生した際の被災者情報の一元管理が困難にある(被災市町)</p>	<p><b>【登録方法・手順】</b> ・マニュアルにて整備</p> <p>→マニュアルの情報が平時から担当者にインプットされていなかった(被災市町)</p> <p><b>【項目】</b> ・識別番号、世帯番号、住民状態コード(住登者、未登録住民者)、氏名、フリガナ、現住所、性別コード、生年月日、続柄</p> <p><b>【工数】</b> ・数時間程度</p>

# シナリオ① ワークシート(記入用)

業務	(A) 被災者台帳の立ち上げ決定	(B) データの抽出	(C) データの提供	(D) データを受領	(E) 登録する被災者台帳の決定	(F) データを登録
主体	市町〇〇	住基担当	住基担当	被災者台帳担当	被災者台帳担当	被災者台帳担当
<input type="checkbox"/> 能登半島地震の際の対応(黒字) <input type="checkbox"/> 課題(赤字) <input type="checkbox"/> 打ち手 (青字)						

# シナリオ②③の詳細フロー

## シナリオ②、③の詳細フロー



- ToBeシナリオとしての主な議論のポイント
- 1) 被災者台帳情報の提供依頼（災害対策基本法に基づき実施）**
    - ・発災直後に広域被災者データベース・システムを立ち上げると判断することは可能か
    - ・依頼を承認するために必要な情報は何か、起案文書ひな形について懸念点はあるか
  - 2) 市町被災者DB担当者・利用者の特定**
    - ・平時より、事前に市町被災者DBの担当者・利用ユーザーを定めておくことは可能か
    - ・利用ユーザーを定めておくことができない場合、各所属の取りまとめ担当者を整理することは可能か
  - 3) データ提供における必要な機能要件**
    - ・被災者DBにデータ提供を行う際に、（各市町の情報セキュリティポリシーに従い）必要な機能要件について

## 能登半島地震の対応実績

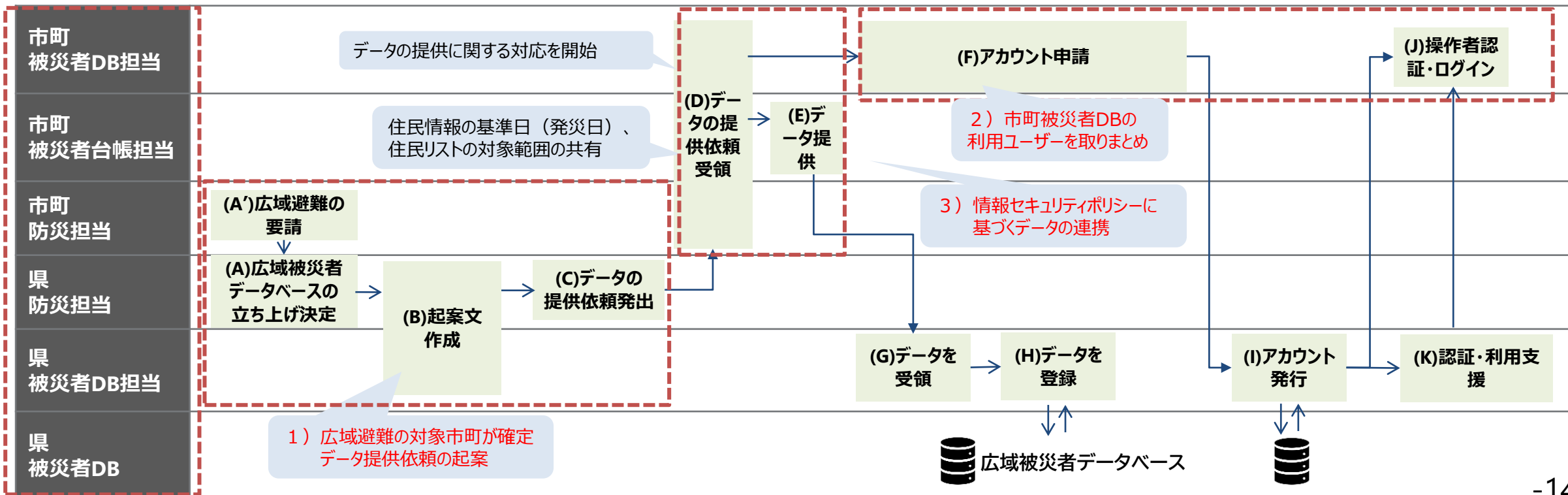
1/29

2/6

2/20

2/21

議論のメインスコープ



# シナリオ②③ ワークシート

業務	(A) 広域避難の要請・広域被災者データベースの立ち上げ決定	(B) 申請書作成	(C) データの提供依頼発出	(D) データの提供依頼受領	(E) データ提供	(F) アカウント申請	(J)操作者認証・ログイン
主体	市町防災担当 県防災担当	県防災担当 県被災者DB担当	県防災担当	市町被災者DB担当 市町被災者台帳担当	市町被災者台帳担当	市町被災者台帳担当	市町被災者DB担当
<p>□ 能登半島地震の際の対応(黒字)</p> <p>□ 課題(赤字)</p> <p>□ 打ち手 (青字)</p> <p>※事前に実施した6市町への意見照会およびヒアリング内容を参考</p>	<p>【決定の主体】</p>	<p>【宛名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の首長を宛名に設定</li> </ul> <p>【申請書のひな型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町への申請書を作成 (P18参照)</li> </ul>	<p>【依頼文の宛先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県から被災市町の防災担当・被災者台帳担当・被災者DB担当に対して、事務連絡を発出</li> </ul>	<p>【承認の主体】</p> <p>→実質的な承認者が決まっていなかった(被災市町)</p> <p>【承認の手続き】</p> <p>→複数部署に関連する内容であり、事務処理に時間がかかってしまった(被災市町)</p>	<p>【提供方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者台帳の情報をCSVファイルにて出力し、都道府県に提供</li> <li>→担当部署間の調整や提供データの突合に時間を要した(被災市町)</li> </ul>	<p>【担当者およびデータベース利用ユーザー】</p> <p>→部署間で温度差があり、明確に定まっていない(被災市町)</p> <p>【申請様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町被災者DB担当者から、様式に必要事項を記載し、広域被災者DBの管理者へ連絡</li> <li>接続元環境の特定のため、接続元IPアドレスを広域被災者DBの管理者へ連絡</li> <li>→MFA利用のためにBYODしなければならず、Microsoftアカウントが必要となるため申請のハードルが高かった(被災市町)</li> </ul>	<p>【操作方法】</p>

# シナリオ②③ ワークシート(記入用)

業務	(A) 広域避難の要請・広域被災者データベースの立ち上げ決定	(B) 申請書作成	(C) データの提供依頼発出	(D) データの提供依頼受領	(E) データ提供	(F) アカウント申請	(J)操作者認証・ログイン
主体	市町防災担当 県防災担当	県防災担当 県被災者DB担当	県防災担当	市町被災者DB担当 市町被災者台帳担当	市町被災者台帳担当	市町被災者台帳担当	市町被災者DB担当
<input type="checkbox"/> 能登半島地震の際の対応(黒字)  <input type="checkbox"/> 課題(赤字)  <input type="checkbox"/> 打ち手 (青字)							



## 参考\_(C)データの提供依頼発出

広域被災者データベース・システムを活用し、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たすため、以下により、「都道府県」から被災した「市町村」に対して、災対法に基づき、「被災者台帳」情報の提供依頼を想定

(被災市町村)長 殿

(都道府県知事名)

被災者台帳情報の提供について(依頼)

災害対策基本法第90条の4第1項第3号及び災害対策基本法施行規則第8条の6第1項の規定に基づき、(被災市町村)において保有する被災者台帳情報について、下記のとおり提供をお願いいたします。

### 記

- 1 提供者の氏名及び住所  
名称:(都道府県)、代表者:(知事名)、所在地:(…),担当課:(…)
- 2 提供を受けようとする台帳情報の範囲  
(1)法90条の3第2項第1号から第7号までに掲げる事項  
(2)令第8条の5各号に掲げる事項
- 3 使用目的  
(災害名)による被災者に対する援護を実施するため
- 4 その他  
具体的な被災者台帳情報の提供の方法は、別途担当と調整を行う。

※参考\_災害対策基本法、同法施行規則、令和6年能登半島地震発生時に発出された通知



第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人(台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。



## (被災者台帳の作成)

第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

## (被災者台帳に記載又は記録する事項)

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- 六 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## (台帳情報の提供に関し必要な事項)

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報(ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。)を提供することができる。

3 法第九十条の四第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

# 参考\_令和6年能登半島地震発生時に発出された通知(1/2)

府政防第145号  
令和6年1月29日

各都道府県被災者台帳主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(避難生活担当)

令和6年能登半島地震における被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供並びに広域避難者の支援に係る情報の連携について(依頼)

被災者一人ひとりの被害の状況を適切に把握し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の状況を一元的に集約した被災者台帳の作成・活用や、被災市町村、広域避難者の受け入れ市町村、都道府県、民間の支援団体等の情報連携が重要です。つきましては、下記に留意の上、関係部局、管内の市町村に周知いただくとともに、被災市町村におかれては、被災者台帳の作成・活用に、広域被災者の受け入れ市町村及び都道府県におかれては、被災市町村と連携した被災者の支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第245条の4第1項の規定による技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

被災者一人ひとりの支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の状況を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災自治体の関係部局内で共有・活用することが効果的であり、被災者の負担軽減にもつながります。特に、令和6年能登半島地震では、住所を有する場所と異なる自治体での避難生活も想定されることから、被災者台帳等を活用し、自治体間で情報の連携を適切に行うことがより重要となります。つきましては、下記のとおり、被災者台帳の作成と活用、自治体間や民間の支援団体との情報連携に当たってのポイントを整理しましたので、地域の実情に応じ、取組の参考としてください。

### 1. 被災者台帳の作成

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合かつ効率的に実施するため必要があると認められるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成する

ことができます(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第90条の3第1項)。

被災者台帳の利用のイメージ	
被災者台帳の利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略(台帳作成市町村の手続)	被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略(台帳作成市町村以外の者の手続)	被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。(ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要)
被災状況に応じた援護の漏れ防止	給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	台帳情報を確認することにより給付金、各種減免猶予、義援金等が二重に支給されることがないようにする。
被害状況や居所・連絡先等の共有	各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合などにおける現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

被災者台帳の作成に当たっては必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができます。また、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることもできます。これらの規定を運用することは、効率的な被災者台帳の作成につながりますので積極的に活用ください。

被災者台帳に記載することとされている事項は次のとおりです。具体的に法律で定められている事項の他にも、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載することができます。避難所の避難者名簿や在宅避難者等の避難所外の被災者の訪問等に関する情報についても、被災者台帳に集約することで、一元的な被災者の情報管理ができるほか、居所の確認等ができていない被災者の把握といったことにも活用できます。

法令上の事項(根拠規定)	氏名(法第90条の3第2項第1号)
	生年月日(法第90条の3第2項第2号)
	性別(法第90条の3第2項第3号)
	住所又は居所(法第90条の3第2項第4号)
	住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況(法第90条の3

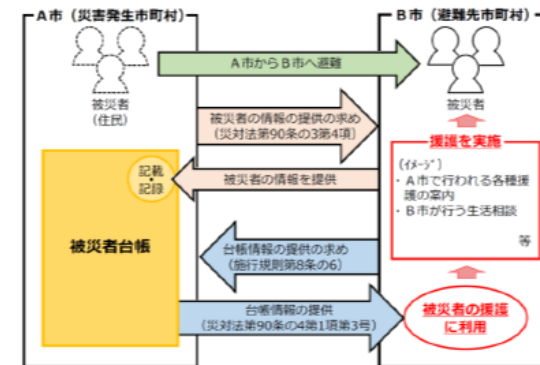
<ul style="list-style-type: none"> <li>第2項第5号)</li> <li>・援護の実施の状況(法第90条の3第2項第6号)</li> <li>・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(法第90条の3第2項第7号)</li> <li>・電話番号その他の連絡先(規則第8条の5第1号)</li> <li>・世帯の構成(規則第8条の5第2号)</li> <li>・罹災証明書の交付の状況(規則第8条の5第3号)</li> <li>・市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先(規則第8条の5第4号)</li> <li>・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時(規則第8条の5第5号)</li> <li>・被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号(規則第8条の5第6号)</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(規則第8条の5第7号)</li> </ul>
--

被災者台帳の作成、管理、利用に当たっては、デジタル技術の活用が効率的です。職員の負担軽減の観点からもデジタル技術の活用を検討ください。

### 2. 他の地方公共団体への提供

被災者台帳の情報は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人の同意なく、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができます(災害対策基本法第90条の4第3号、災害対策基本法施行規則(昭和三十七年総理府令第五十二号)第8条の6)。

これにより、氏名、電話番号等の被災者に係る台帳情報を、県や被災者を受け入れる県内外の市町村に提供することができ、広域避難者の把握や支援に活用できます。



# 参考\_令和6年能登半島地震発生時に発出された通知(2/2)

### 3. 地方公共団体以外の者への提供

被災者台帳作成市町村は、民間の支援団体等の地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り、当該申請者に台帳情報を提供することができます（災害対策基本法第90条の4第1号、災害対策基本法施行規則第8条の6）。

地方公共団体以外の者へ台帳情報を提供する場合には、本人の同意が必要となります。訪問等により被災者の状況確認を行う際や公的支援の利用申請の際に、支援の実施のために、氏名、電話番号、住所等の台帳情報を民間の支援団体等に提供することについて同意を取得しておくことが効果的です。

また、申請者は利用目的を明らかにする必要があるとともに、申請書の提出を受けた市町村は、当該提供により、不当な目的に使用される恐れがあると認められる場合には、提供を控える必要があることに留意ください。

### 4. 被災市町村以外の自治体におけるデータベースの作成・情報の提供

災害対策基本法における被災者台帳は、被災した市町村が作成することができるとされており、災害対策基本法の規定を利用して台帳情報の提供や利用を行うことができるのは被災市町村に限られています。

他方で、広域避難等により被災市町村以外の市町村が被災者を受け入れている場合や都道府県が広域的に管理する場合は、受け入れ側の市町村や都道府県が被災者の情報を一つのデータベースに整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある被災市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携をすることが重要です。

2.に記載しているとおり、被災自治体へ申請することで、被災自治体から必要な被災者の情報提供を受けることができます。

他方で、被災市町村以外の市町村や都道府県が、被災者の住民票がある被災市町村や都道府県、民間の支援団体に被災者の支援に係る情報を共有する場合は、個人情報保護法の規定に従うこととなります。被災者から情報を取得する際に、住民票がある被災市町村や都道府県、支援に関わる民間の支援団体等に被災者に係る情報を提供すること等を利用目的に明示するなど、適切な運用をお願いします。

### 5. 個人情報の保護

個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する必要があります。例えば、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要です。

地方公共団体の機関については、「行政機関等」（個人情報保護法第2条第11項）に該当し、行政機関等の義務等に関する個人情報保護法第5章の規定を順守する必要があります。個人情報保護法の各規定の解釈等については、個人情報

保護委員会ウェブサイトで公表されている以下の資料を参照してください。

#### 【行政機関等に係るガイドライン等】

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
  - ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
  - ・個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal>

#### （参考）

- ・被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月）

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya\\_jitumuhoantai.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhoantai.pdf)

※被災者台帳の作成等の詳細については、こちらをご確認いただき、ご活用ください。

以上

#### <問い合わせ先>

##### ○通知全般について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐 新井、主査 信藤  
TEL：03-3502-6984（直通）

##### ○被災者台帳の制度について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐 吉田、早川  
TEL：03-3502-6984（直通）

# 全体質疑・協議

# 今後の対応(11/19に向けて)

本日の協議事項を踏まえ、以下の成果物に反映  
事前に資料を送付予定のため、11/19\_第2回検討チームに向けてご確認いただきたい

## 成果物(導入手順書)

※特に赤枠部分の項目に反映予定

### 9. 広域被災者データベース・システム運用の流れ

- 9.1. 広域被災者データベース・システム運用の流れ
- 9.2. システムの運用体制
- 9.3. システムの起動・停止の考え方
- 9.4. システム運用時に必要な手順
- 9.5. 個人情報の取り扱い
- 9.6. 平常時における準備の重要性
- 9.7. 計画やマニュアルへの位置づけ
- 9.8. 担当部署の明確化
- 9.9. 関係機関に対するルール・方針の周知徹底
- 9.10. 接続するシステムや名簿の整理
- 9.11. セキュリティ管理体制の整備
- 9.12. 定期的な操作研修・訓練の実施

# 今後の対応と次回の検討・検証チームのご案内



## 事務連絡

<次回以降、チーム開催(予定)>

- ・第2回\_検討チーム:11/19(火)10-12時 ※ オンライン開催
- ・第2回\_検証チーム:11/26(火)10-12時 ※ //

(事務担当)

ワーキンググループ運営事務局  
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社  
検討WG運営担当 高野・泉・下田  
Mail:digital\_types\_bousai@tohmatu.co.jp

石川県総務部デジタル推進監室 山森・谷場  
TEL:076-225-1320  
Mail:e120300@pref.ishikawa.lg.jp